

北はりま定住自立圏共生ビジョン懇談会開催要領

1 設置

定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、地域住民等による検討を行うため、北はりま定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事務

懇談会は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 北はりま定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に関すること。
- (2) その他定住自立圏構想の推進に関すること。

3 組織

- (1) 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、北はりま定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者のうちから、市長が選任する。
- (3) 懇談会は、共生ビジョンの推進を補助するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5 座長及び副座長

- (1) 懇談会に座長及び副座長をそれぞれ1人置く。
- (2) 座長は、委員の互選によって定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- (3) 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を処理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、座長が招集する。ただし、選任後最初の会議は、市長が招集する。
- (2) 懇談会の議長は、座長がこれに当たる。
- (3) 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 庶務

懇談会の庶務は、定住自立圏構想担当部において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、4の(1)の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。